■建設工事請負仮契約書(案)に対する質問への回答

|     |    |       |     |     | 6負問への回答                 |   |  |
|-----|----|-------|-----|-----|-------------------------|---|--|
| No. | 頁  | 大項目   | 中項目 | 小項目 | 項目名                     | 質問の内容   | 質問への回答   |
| 1   |    |       |     |     | いて                      | J Vにて受注する場合、協定書の別添を必要と<br>しますか。   | 基本契約書第5条第2項に基づき、協定書の写しを市に提出してください。なお、乙型を選択する場合は、設計建設共同企業体協定書において、下請等の債権者に対して連帯して債務を負う旨規定の上、この協定内容を市に対して表明保証してください。 |
| 2   |    |       |     |     |                         | 実施方針別紙4に記載のリスク分担のうち、法制度リスク、税制度リスク、住民対応リスクについて建設工事請負仮契約書案における扱いをお示しください。                                 | 第1条第1項記載をご参照ください。実施方針<br>のリスク分担表は募集要項等の公表時点でその<br>内容が募集条件となります。  |
| 3   | _  | 6     |     |     | 前払金                     | 契約金額の100分の40とありますが、上限金額はありますか。  | 前払金は、年度ごとの支出予定額の100分の40が<br>上限です。ただし、1契約につき2億円が前払<br>金の支払限度額になります。支払限度額につい<br>て、契約書において追記します。                      |
| 4   | 2  | 第2条   |     |     | 関連工事の調<br>整             | 「受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事」として想定されるものがあればご教示ください。   | 現時点での具体的な想定はありません。   |
| 5   | 2  | 77170 |     |     | 整                       | 現在、予定している工事があればご教示くださ<br>い。   | 現時点での具体的な想定はありません。   |
| 6   |    | 第25条  |     |     | の変動に基づ<br>く請負代金額<br>の変更 | 変動を確認する物価指数等について、採用される指標をご教示ください。   | 事業者との協議により決定します。   |
| 7   | 14 | 第25条  | 3   |     | く請負代金額                  | 「請求のあった日を基準」にするとありますが、いつの時点の物価指数と「請求のあった日」の物価指数を比較するのか不明です。起算点は事業者が積算を実施した提案時(令和2年1月)の指標との理解でよろしいでしょうか。 | 実施設計確定の日と請求のあった日の物価指数<br>等を比較します。  |
| 8   | 18 | 第33条  |     |     |                         | 「発注者は、…工事目的物の全部または一部を<br>受注者の承諾を得て使用することができる。」<br>とありますが、本事業で部分使用の想定があれ<br>ばご教授ください。                    | 現時点での具体的な想定はありません。   |

| No. | 頁  | 大項目  | 中項目  | 小項目 | 項目名              | 質問の内容  | 質問への回答   |
|-----|----|------|------|-----|------------------|--|--|
| 9   | 18 | 第34条 |      |     |                  | 募集要項P.32別紙5では、「施設整備業務に係る対価は基本的に出来高に応じて支払う。詳細については建設工事請負契約書にて定める。」とありますが、建設工事請負仮契約書(案)P.18の第34条に前金払について規定があるため、出来高払いの他、前金払の請求が可能と理解して宜しいでしょうか。  | ご理解のとおりですが、市の基準によります。<br>建設工事請負仮契約書(案)No.3もをご参照く<br>ださい。                                   |
| 10  | 20 | 第39条 |      |     | に係る契約の<br>特則     | 第1項における各会計年度における「支払限度額」及び各会計年度における「出来高予定額」欄が、3か年度分しかありませんが、令和2年度から令和7年度までの6か年において、それぞれ設定されるとの理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 11  | 21 | 第41条 | 3    |     | に係る契約の<br>部分払の特則 | 令和3年度から令和6年度の4か年は各3回の部分<br>払いが認められるものと考えておりますが、令<br>和2年度及び令和7年度の支払回数について、ど<br>のような設定なのかご教示願います。  | 令和2年度及び令和7年度についても各3回以内の<br>部分払いが可能です。  |
| 12  | 23 | 第45条 | 2, 3 |     |                  | 年【2.7】パーセントは、契約時における経済情勢を踏まえて変更になることはありますか。  | 契約締結時点において、政府契約の支払遅延防<br>止等に関する法律第8条第1項の規定により財<br>務大臣が決定する率が変更された場合は、これ<br>に応じて本条の率を変更します。 |
| 13  | 26 | 第47条 | 2    |     |                  | 「~その損害を賠償しなければならない。本基本契約第13条第3項の定めるところに従って発注者が本基本契約を解除した場合は、この限りでない。」と規定されておりますが、本規定については「維持管理委託仮契約書(案)」第35条第3項と同様に、「本基本契約」第13条第3項第2号に基づく本基本契約以外の特定事業契約の解除が発注者の責めに帰すべき場合は除かれるとの認識でよろしいでしょうか。本項にも「・・・本基本契約第13条第3項(同項第2号に基づく本基本契約の解除が発注者の責めに帰すべき場合を除く)の定めるところに従い・・」のただし書きを追記をお願いします。 | ご理解のとおりです。ご指摘のとおり、契約書において修正します。  |

| No. | 頁  | 大項目  | 中項目 | 小項目 | 項目名   | 質問の内容  | 質問への回答                               |
|-----|----|------|-----|-----|-------|--|--------------------------------------|
| 14  | 28 | 第53条 |     |     | 方法    |  | 質問及び回答は書面でお願いします。<br>よって、原案のとおりとします。 |
| 15  | 28 | 第50条 |     |     | 火災保険等 | 保険の付保期間は、工事着工日から竣工日まで<br>という理解でよろしいでしょうか。                  | 付保期間は工事着工日から引渡しの日までとしてください。          |
| 16  | 28 | 第50条 |     |     | 火災保険等 | 付保する保険の内容について(保険契約者、被<br>保険者、保険の対象、補償額、保険期間など)<br>ご教示ください。 | 付保内容は事業者の提案によります。                    |